



薬 安 第 4 8 号  
平成 9 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省薬務局安全課長



### ○ 毒物又は劇物の販売名の取扱いについて

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書等における販売名については、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年 3 月 5 日厚生省令第 9 号）において記載を不要とされ、その運用については同日薬発第 237 号厚生省薬務局長通知が発出されたところであるが、細部の取扱いについて下記のとおりとしたので御了知のうえ、運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

#### 記

従来、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）が現に製造又は輸入の登録を受けている毒物又は劇物について、単にその販売名のみを変更した場合には毒物及び劇物取締法第 10 条第 1 項の規定に準じて変更した販売名を届け出るよう製造業者等を指導してきたところであるが、今般、規制緩和推進計画（平成 7 年 3 月 31 日閣議決定）に基づき、製造業者等の登録申請書、登録更新申請書及び登録変更申請書（以下「登録申請書等」という。）の品目欄から販売名の記載を不要としたことに伴い、現に登録を受けている品目の販売名及び申請者が参考事項として品目欄に記載し登録を受けた品目の販売名に変更があった場合は、その変更の届出は必要ないこととする。

なお、製造業者等が登録の更新又は登録の変更を申請する際に、当該申請品目について、販売名を変更して記載することは差し支えないものであること。

また、本通知をもって昭和 48 年 5 月 4 日薬事第 58 号厚生省薬務局薬事課長通知を廃止する。